

北上地区消防組合訓令第2号

管理者部局

北上地区消防組合公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年12月18日

北上地区消防組合
 管理者 北上市長 高橋敏彦

北上地区消防組合公印規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合公印規程（昭和51年北上地区消防組合訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前								改正後							
別表（第3条、第4条関係）								別表（第3条、第4条関係）							
種類	名称	ひな型	印材	大きさ (ミリメートル)	個数	使用区分	管 守 責任者	種類	名称	ひな型	印材	大きさ (ミリメートル)	個数	使用区分	管 守 責任者
[略]								[略]							
職印	北上地区消防組合 北上消防署長印 (和賀中部分署専用)	10	つげ	方 21	1	和賀中部分署長の代決又は専決事務に係る文書	和賀中部分署長	職印	北上地区消防組合 北上消防署長印 (和賀分署専用)	10	つげ	方 21	1	和賀分署長の代決又は専決事務に係る文書	和賀分署長
[略]								[略]							

別表 2 (第 3 条、第 4 条関係)

公印ひな型

1 ~ 9 [略]

10

和賀中部分署
北上地区消 防組合北上 消防署長印
専 用

11 ~ 12 [略]

別表 2 (第 3 条、第 4 条関係)

公印ひな型

1 ~ 9 [略]

10

和賀分署
北上地区消 防組合北上 消防署長印
専 用

11 ~ 12 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。